

オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

当組合は、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために導入を推進しているオンライン資格確認等システムを利用しておりますが、このシステムの機能の1つとして、当組合に加入する前に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第20条に基づいて実施された特定健康診査（以下「特定健診」という。）の情報を、当組合に提供することが可能となっております。

この提供にあたっては、高確法第27条第1項及び第3項並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第13条第1項において、オンライン資格確認等システムを用いて、当組合が旧保険者から特定健診情報の提供を受ける場合は、当組合は加入者の同意を得ることは不要とされております。

一方、加入者が、旧保険者で実施された特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムを用いて、当組合に提供することを希望しない場合は、加入者より当組合にその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合、当組合は旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼いたしません。

つきましては、オンライン資格確認等システムを用いた特定健診情報の提供を希望しない場合は、別紙「オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書」（以下「不同意申請書」という。）の提出が必要になりますので、加入者の皆様へのご周知を宜しくお願い申し上げます。

記

1. 開始時期

令和3年10月

2. 提供される特定健診情報

受診年月日、身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等

※不同意申請書をご提出いただきますと、上記の特定健診情報が旧保険者から当組合に提供されません。

3. 不同意による効果と留意事項

不同意申請書の提出をもって当組合はオンライン資格確認等システム上に設定を行い、当組合が、加入者が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報が閲覧できないようにします。ただし、今後、当組合から別の保険者へ異動した場合、異動後の保険者において、当該保険者が、加入者が過去に加入していた保険者の保有する特定健診情報を閲覧できないようにするためには、システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者に対して不同意申請書を再度提出する必要があります。

<お問い合わせ先>

大阪薬業健康保険組合 健康管理課 TEL：06-6941-6352

神戸支部 TEL：078-221-6100

京都支部 TEL：075-801-2905